「コンソーシアム活用型ITビジネス創出支援事業補助金」Q&A

R3.8.31現在

	質問内容	回答
1	1社で複数の活用(申請)はできるか	申請は複数可能ですが、補助金の交付は県内IT企業一者あたり一回限りとします。
2	コンソーシアムの組み方、構成は自由か	(申請者を除く)県内に所在する民間企業、大学、地方自治体等を1者以上含んでいれば、構成は自由です。
3	拡販のためのWeb変更費用も申請可能か	経費区分「広告料」に計上できます。ただし必ずITシステム開発を伴うこととしており、補助事業期間に拡販を含めたスケジュールの計画が必要となります。
4	コンソーシアムは民間企業1社でもよいか	県内IT企業(申請者)+県内に所在する民間企業1社でも申請可能です。
5	産学官三者が役割分担をして開発・実証実験をしなければならないか	必ずしも産学官三者でなくても構いません。
6	クラウド月額費用やソフトウェアの購入も対象になるか	クラウド月額費用は経費区分「使用料及び賃借料」として計上できます。ただし、補助事業期間外の経費については補助対象外となります。ソフトウェアは経費区分「原材料・消耗品費」に計上できます。ただし、税込み10万円未満のものとします。
7	開発済みのプロジェクトの広告費用の申請は可能か	当該事業で開発したものに係る広告料のみが対象となり、開発済みのプロジェクトに係る広告料については補助対象外となります。
8	県外の大学との共同研究による全国の農家に対するシステム展開 はコンソーシアムと見なされるか	県内に所在する民間企業、大学、地方自治体等を1者以上含むことがコンソーシアムの条件となっています。
9	主な売上はIT産業の分類に含まれない業種であるが、登記簿上の事業内容ではソフト開発も届け出ている。補助対象者に該当するか。	本事業における補助対象者は、主な事業内容が日本標準産業分類中分類における通信業、情報サービス業、 インターネット附随サービス業である県内IT企業としています。
10	現状県外ユーザーを対象としているがコンソーシアムになるか?	県内に所在する民間企業、大学、地方自治体等を1者以上含むことがコンソーシアムの条件となっています。
11	県内の大学との共同研究によるソフト開発を県外の自治体向けに 展開する予定であるが、コンソーシアムの対象になるか。	県内に所在する大学が含まれていればコンソーシアムとなります。
12	6/8の締め切りは延長可能か。次回の予定はあるか。	提出期限は厳守です。応募・採択状況によっては追加募集を行う場合がありますが、現時点では未定です。

	質問内容	回答
13	海外の民間企業をコンソーシアムに含んでもよいか。	県内に所在する民間企業等1者が含まれていれば補助対象となります。海外(県外)の民間企業1者のみでは NGです。
14	既存システムの申請は対象となるか。	既存システムの申請は補助対象外です。対象テーマ(ニューノーマル対応、地域課題解決、産業DX、自治体DX)に役立つITシステム開発を伴うプロジェクトは補助対象となります。
15	既存システムの改良は対象となるか。	対象テーマ(ニューノーマル対応、地域課題解決、産業DX、自治体DX)に役立つITシステム開発を伴う既存システムの改良は補助対象となります。
16	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金と併用可能か。	同じ経費を他の補助金の対象経費として申請することはできません。明確に事業内容を分けることができるのであれば併用は可能です。他の補助金の詳細については、主務官庁にご確認ください。
	経費内訳書の支出の部、「補助事業に要する経費(税込)」と「対象 経費(税抜)」の違いは何か。	「補助事業に要する経費(税込)」欄には本補助事業に要する全体の経費を税込みで記載ください。全体の経費の中には、補助対象とならない経費もありますので、本事業の対象となる経費を「対象経費(税抜)」欄に税抜きで記載願います。
18	原材料、消耗品の購入に要する経費は税込み10万円未満のもの とすることとなっているが、10万円とは総額か単価どちらか?	原材料、消耗品1個あたり税込み10万円未満のものとします。なお、単品で購入したものを組み合わせて使用する場合には対象とならないものもあります。また、購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめてください。予備の目的で購入したものは認められません。
19	様式第2号補助金実施計画書の「2事業実施計画」の7項目については各1枚づつ記載するのか。	特に指定はありませんが、備考に記載のとおり、詳細に記載してください。また、必要に応じて図表などの分かりやすい資料を添付してください。
20	自社は補助対象外の業種だが、取引のあるITベンダーに依頼して 申請できるか	コンソーシアムを構成し、ITシステム開発等の事業に取り組む県内IT企業からの申請は対象となります。
21	公募要領「Ⅲ審査 1評価・採択」に必要に応じて提出内容のヒアリングや現地調査、追加資料の提出を求める場合があるとあるが、 プレゼンテーションはあるのか。	審査委員会において、プレゼンテーションを予定しております。詳細につきましては、補助対象者の資格に適合すると認められた申請者にご連絡します。
22	健保等級の証明書は補助金申請時にも必要か。	申請時には必要ありません。事業期間終了時に、事業開始月、定時決定月 、新規の登録従事者 の従事開始月、健保等級に改定がある月の等級を記載のうえ、提出していただきます。
23	等級単価一覧表(別表)はどこにあるか。	こちらを参照願います。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/R3kenpo.pdf
24	補助金の採択後、当事業を途中で中止することは可能か。	可能ですが、「公募要領 IV その他」に記載のとおり、補助事業を中止しようとする場合は、事前に財団の承認を得ることが必要です。また、採択後の中止は、他の申請者の事業を妨げることになります。
25	特許権等の知的財産権の取得に要する経費は補助対象となるか。	弁理士費用などの知的財産関連経費のみ、「その他経費」に計上できます。ただし、以下の経費については、 対象になりません。・出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)・今回の事業の成果に係る発明等ではな いもの・補助事業期間内に出願手続きを完了していることが書類等で確認できないもの
26	手形の支払いは可能であるか。また振出日が事業期間内であれば よいか。	小切手・手形での支払いは可能ですが、回し手形(裏書譲渡された手形)の使用はできません。また、小切手・手形での支払いの場合には、振出日と支払日が共に事業期間内である小切手・手形としてください。

	質問内容	回答
27	ECサイトから物品を購入する場合等で、請求書が発行されない場合は補助対象となるか。	見積、発注、納品、検収、請求、支払等に係る書類が発行されない場合には、発行日や金額等が確認できる代替書類を整備してください。発注した日が確認できない、支払いをした日が確認できない等の場合には、補助対象にできません。
28	PCをリースする場合、所有権移転リース取引としてよいか。	所有権移転リース取引によるリース契約は補助対象にできません。